

色川棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：色川棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

口色川 大野 田垣内 小阪 南平野 熊瀬川

2 指定棚田地域振興活動の目標

棚田や段々畑は農村景観を象徴する地域資源であるとともに、農業生産の場だけでなく、洪水・土砂崩れ等の災害防止、水源涵養や生物の多様性の確保など多面的な機能を持ち、四季折々の美しい景観が人々に潤いと安らぎを与えている。

しかし、中山間地域では急速な過疎化・高齢化、後継者不足等により耕作放棄された棚田や段々畑は増え続け、集落機能低下が懸念されている。

棚田や段々畑は地域振興の核となりうる可能性を秘めており、棚田や段々畑を保全してくため、農産物の生産のみにとどまらず、文化的景観の保護・観光・都市農村交流による交流人口の増加など、地域の振興を図ることを目標として本計画を定める。

（１）棚田等の保全及び農業の振興

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 令和１１年度までに色川の棚田、段々畑における耕作及び保全について、24.7 haから 28 haへ維持拡大する。
- ・担い手の確保
 - 令和１１年度までに棚田を守ろう会が実施している活動をはじめとした色川の棚田の保全に取り組む人数を 27 人から 35 人に増加させる。

（２）棚田等の保全を通じた棚田地域の有する多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標

- ・自然環境の保全・活用
 - 和歌山の残したい棚田・段々畑、わかやまの美しい棚田・段々畑に認定されている小阪、南平野の棚田の美しい景観について、指定時の状態を維持し、棚田の保全による水源涵養、生物の多様性を保全するとともに、植栽による良好な景観を形成する。また、口色川、大野、田垣内、熊瀬川の棚田についても、わかやまの美しい棚田・段々畑の認定を目指し、併せて保全活動や多面にわたる機能のPRを図る。
 - 令和１１年度までに鳥獣被害面積を 10ha から 5ha に減少させる。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興について、令和6年度までに棚田を守ろう会の実施する活動の賛助会員の5口増加を達成し、引き続き継続することにより、令和11年度までに現状の45口から60口に増加させる。
 - 色川地域の棚田において、オーナー制度の取組みの増加を目指す。
 - 棚田を守ろう会の実施する、色川の棚田での農村交流体験イベントを年間4回程度開催し、年間100人の参加者を確保する。
 - 令和6年度までに35人の移住・定住者が増加しており、さらに移住を希望する方からの声が多かったため、引き続き移住希望者に対して、色川地域振興推進委員会が実施する地域住民との面談の機会の提供や、体験交流プログラム及び定住促進プログラムの実施等により、令和11年度までに色川棚田地域における移住・定住者を5～10人増加させる。
- ・地域の特色を活かした産品による地域振興
 - 「棚田米」「棚田麦」「色川茶」など、地域の特色を生かした作物及び生産されている産品の販売により地域のPR情報発信を実施する。
- ・活動の関係者の拡大による地域振興
 - 活動の進度に応じ、適宜協議会内で活動内容や実施主体等を検討し、効果的な取組みが実施できるよう、さまざまな関係機関と連携し、棚田地域振興活動に参加する者（指定棚田地域振興協議会の構成員）を増やしていく。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全及び農業の振興

- ・耕作放棄の防止・削減
 - ボランティア等を活用しながら、色川の棚田の耕作を維持する。
 - 棚田での耕作を行うため、景観に配慮しつつ取水口の整備、用水路の補修石垣の補修等の農業施設の保全及び改修を行う。
- ・担い手の確保
 - 地域おこし協力隊制度等を活用しながら、色川の棚田における担い

手の確保を促進する。

- 外部からの新たな担い手に対して、営農指導や販売支援を行う。

②棚田等の保全を通じた棚田地域の有する多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用
- 種々のイベントにて保全された棚田の豊かな自然環境のSNS等によるPR、また棚田カードの配布により訪問を促し、関係人口の創出・拡大を図る。
- 色川棚田地域で侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
- 棚田を守ろう会の実施するオーナー制度や農村交流体験イベントにより、関係人口の創出・拡大を図る。
- 地域内で実施主体や場所等を話し合い、オーナー制度を取組む面積等の拡大を目指す。
- 移住希望者に対して、色川地域振興推進委員会が実施する地域住民との面談の機会の提供や、体験交流プログラム及び定住促進プログラムの実施等により移住・定住者を増加させる。
- ・地域の特色を活かした産品による地域振興
- 地域おこし協力隊等により移住希望者及び町内外の住民の地域へのイメージアップのため、webサイトの運営、インターネットを活用した広報活動及び紙媒体での情報発信を実施する。
- ・活動の関係者の拡大による地域振興
- 活動の進度に応じ、適宜協議会内で活動内容や実施主体等を検討し、効果的な取組みが実施できるよう、さまざまな関係機関と連携し、棚田地域振興活動に参加する者（指定棚田地域振興協議会の構成員）を増やしていく。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない地域おこし協力隊、棚田オーナー、児童生徒、学生、地域住民は棚田地域の保全及び地域振興に関する活動に参加する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

色川棚田地域振興協議会は色川地区自治会の長、農業者団体、保全団体、行政機関等で構成する。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項